

一般財団法人千里文化財団
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般財団法人千里文化財団(以下「財団」という。)の定款第15条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費含む)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給と控除)

第3条 財団は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給する。ただし、役員及び評議員の本人から辞退の申し出があったときは、これを支給しないことができる。

2 常勤理事及び週1回以上出勤する非常勤理事には、別表1「常勤役員及び非常勤役員俸給表」に基づき報酬を支給する。報酬は月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

3 月額の報酬を支給していない非常勤役員には、別表2「理事会及び評議員会への出席にあたり支給される報酬日額」に基づき報酬を支給する。

4 評議員には、定款第15条に定める範囲内で、別表2「理事会及び評議員会への出席にあたり支給される報酬日額」に基づき報酬を支給する。

5 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して、本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

(役員報酬の額決定)

第4条 財団の常勤理事及び週1回以上出勤する非常勤理事の報酬月額、別表1「常勤役員及び非常勤役員俸給表」に定める金額以内とし、各々の理事の報酬月額は俸給表から、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

(費用)

第5条 財団は、役員及び評議員がその職務遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

(別表1) 「常勤役員及び非常勤役員俸給表」

| 号 | 月額(円) | 号 | 月額(円) | 号 | 月額(円) |
|---|---------|----|---------|----|--------------|
| 1 | 100,000 | 7 | 220,000 | 13 | 340,000 |
| 2 | 120,000 | 8 | 240,000 | 14 | 360,000 |
| 3 | 140,000 | 9 | 260,000 | 15 | 380,000 |
| 4 | 160,000 | 10 | 280,000 | 16 | 400,000 (上限) |
| 5 | 180,000 | 11 | 300,000 | | |
| 6 | 200,000 | 12 | 320,000 | | |

※非常勤役員については月の平均勤務日数が5日以内の場合は1号とする。

(別表2) 「理事会及び評議員会への出席にあたり支給される報酬日額」

| 区 分 | 報酬日額 | 用 務 |
|---------|---------|----------------------|
| 役員及び評議員 | 11,137円 | 理事会、評議員会への出席 (1回あたり) |

※所属機関等から交通費等が支給される場合は支給しない。